公益財団法人滋賀県スポーツ協会 一般事業主行動計画

職員が仕事と生活の調和を図りつつ、働きやすい雇用環境の整備を行い、すべての職員が その能力を発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年10月1日~ 令和8年9月30日までの2年間

2. 内容

目標1: 令和6年 10 月から、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、 実施する。

<対策>

- ●令和6年10月~ 所定外労働の現状を把握や
- ●令和6年11月~ ノー残業デーの実施、管理職会議(年4回)や職員研修などによる 職員への周知

目標2: 令和8年9月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10 日以上とする。

<対策>

- ●令和6年10月~ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握
- ●令和6年12月~ 計画的な取得に向けた管理職会議における周知
- ●令和7年 1月~ 取得状況のとりまとめと、管理職会議における報告などによる 取得促進のための取組の開始

目標3: 育児休業等を取得しやすい環境作りのため、人事評価制度にワーク・ライフ・バランスに関する評価項目を追加する。

<対策>

- ●令和6年10月~ 評価項目・評価基準等の検討
- ●令和6年11月~ 人事評価制度の改定について周知、評価者用マニュアル配付
- ●令和7年度~ 新人事評価制度による評価実施